〃	一億五千八百九十九万円	一億五千八百九十二万六千六百九十円	第三十三回	〃	〃
〃	四千百八十七万円	四千百八十五万三千三百四十二円	第三十四回	〃	〃
〃	十五億八千六百三十八万円	十五億八千百八十九万二千五百八十三円	第三十五回	〃	〃
〃	十七億四千六十五万円	十七億三千六百四十一万七千七百五十九円	第三十六回	〃	〃
〃	三十一億三千九百八十六万円	三十一億三千九十七万八千百五十九円	第三十七回	〃	〃
〃	十二億三千四百九万円	十二億三千百七万五千八百五十五円	第三十八回	〃	〃
〃	二十九億八千六百七万円	二十九億七千七百六十二万三千百四十二円	第三十九回	〃	〃
〃	十八億九千九百四十九万円	十八億九千四百九十二万七千十七円	第四十回	〃	〃
〃	二十億六千三百五十万円	二十億五千七百六十六万二千九百十二円	第四十一回	〃	〃
〃	十九億百三万円	十八億九千六百四十五万七千百五十二円	第四十二回	〃	〃
〃	二十八億四千三百三十七万円	二十八億三千五百三十二万六千八百二十二円	第四十三回	〃	〃
〃	七十六億三千三百三万円	七十六億千四百五十四万九千四百十九円	第四十四回	〃	〃
〃	六十七億三千三百三十三万円	六十七億千四百二十八万二千八百六十一円	第四十五回	〃	〃
〃	二十八億九百十八万円	二十八億二百八十万四百六十五円	第四十六回	〃	〃
〃	二十九億四千七十二万円	二十九億三千四百三十九万三千二百三十七円	第四十七回	〃	〃
〃	四十二億六千四百万円	四十二億五千三百四十一万八千三百七十六円	第四十八回	〃	〃
〃	三十三億七百十八万円	三十二億九千七百十六万五千九百二十三円	第四十九回	〃	〃
〃	十二億四千百九十四万円	十二億三千八百五十三万九千三百八十七円	第五十回	〃	〃
〃	四十九億二千七百十六万円	四十九億千三百二十二万二千百二十九円	第五十一回	〃	〃
〃	四十八億七千七百四十五万円	四十八億六千六百三十七万三千四百二十二円	第五十二回	〃	〃

〃	六十三億三千二百四十万円	六十三億千八百八十三万四千九百七十四円	第五十三回	〃	〃
〃	百八十四億九千五百四十三万円	百八十四億五千百二十一万四千八百六十八円	第五十四回	〃	〃
〃	二千百二十万円	二千百十四万七千六百三十九円	第五十五回	〃	〃
〃	二千三百六十万円	二千三百五十五万八百四十二円	第五十七回	〃	〃
〃	三千七百万円	三千六百九十四万二千八百二円	第五十八回	〃	〃
〃	二千万円	千九百九十七万七千三百三十四円	第五十九回	〃	〃
〃	二千三百万円	二千二百九十七万九千五百二円	第六十三回	〃	〃
〃	一億三千百四十四万円	一億三千百四十三万四千二十八円	第六十六回	〃	〃
〃	八億四千五百四十六万円	八億四千四百四十五万千九百円	第八百一回	〃	〃
〃	二億九千五百六十一万円	二億九千五百四十九万二千二百六十六円	第八百二回	〃	〃
〃	三億五千七百八十六万円	三億五千七百七十一万七千四百五十四円	第八百三回	〃	〃
〃	千六百五十一万円	千六百五十万三千四百二十八円	第八百四回	〃	〃
合計	千三百二十一億四千四百九十四万円	千三百十八億九千八百十五万八千十九円			

○国土交通省告示第千百六十三号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十条第三項の規定に基づき、標準貨物自動車特定信書便運送約款を次のように定め、平成二十七年十二月一日から施行する。

平成二十七年十二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

標準貨物自動車特定信書便運送約款

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　信書便物の引受け（第四条―第十六条）
第三章　信書便物の配達（第十七条―第二十四条）
第四章　指図（第二十五条・第二十六条）
第五章　事故（第二十七条―第二十九条）
第六章　責任（第三十条―第三十九条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に基づき、特定信書便事業及び一般貨物自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用されます。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。